

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

高知県 安芸市

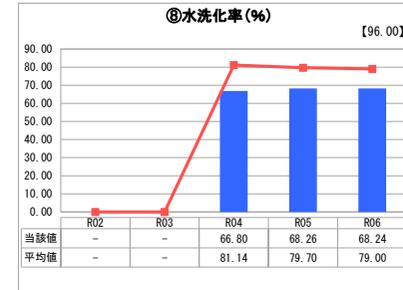
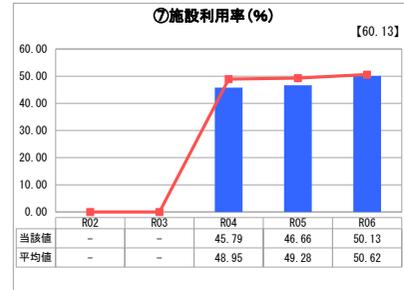
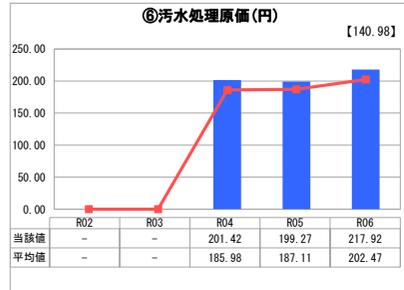
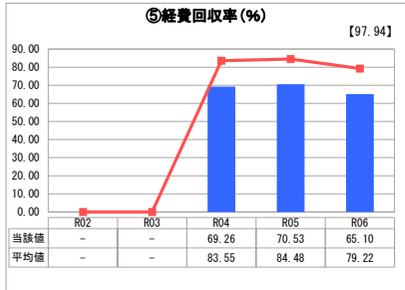
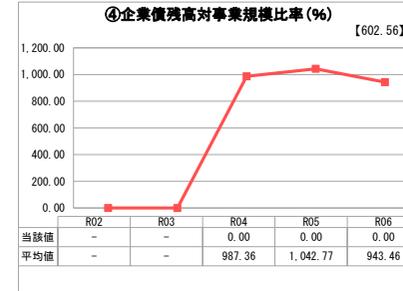
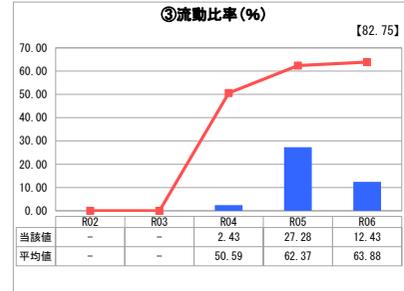
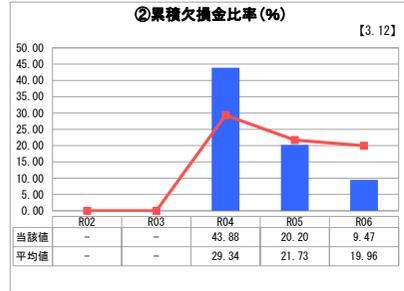
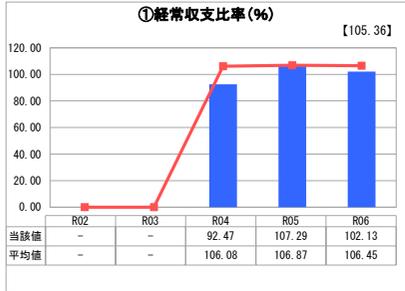
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20 <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	51.98	33.11	62.60	2,310

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,555	317.16	49.04
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
5,092	1.70	2,995.29

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

① 単年度の収支について表すものである。100%を超えているが、経費回収率が100%を下回っていることから使用料収入以外で賄われている。使用料の見直しなどの改善が必要である。

② 営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標である。類似団体平均より低い数値となっているため、新たな欠損金が発生しないように健全な経営を心掛け、0%になるよう努める必要がある。

③ 短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。機器の更新工事など企業債の借入などが多く減少している。それを踏まえた上でも使用料収入による収入が少ないため、経営改善の必要がある。

④ 企業債残高の規模を表す指標である。平成25年度に一般会計からの繰出基準を見直した結果、比率が極端に下がった。0%となっているが残高自体が著しく減少したわけではない。引き続き経営改善が必要である。

⑤ 使用料で回収すべき経費などの程度使用料で賄えているかを表す指標である。100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを表している。適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減に努める必要がある。

⑥ 1㎡あたりの汚水処理に要した費用を表すものである。類似団体より高い数値となっており、接続率の向上による処理水量の増加及び維持管理費等の削減が必要とされる。

⑦ 施設の処理能力に対する実際の処理水量の割合である。類似団体とほぼ同程度となっているが、人口減少による処理水量の低下を考慮していく必要があり、接続率の向上が必要とされる。

⑧ 処理区域内で実際に汚水処理を行っている人口の割合を表した指標である。平均値を下回っており、水洗化率向上のための普及啓発活動の強化が必要である。

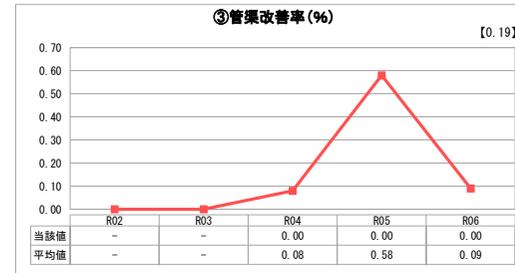
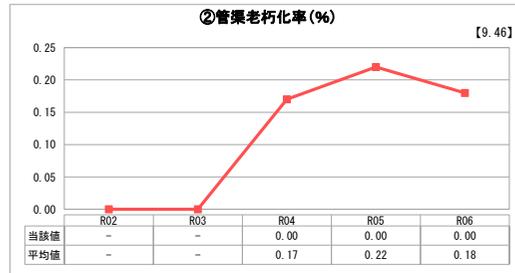
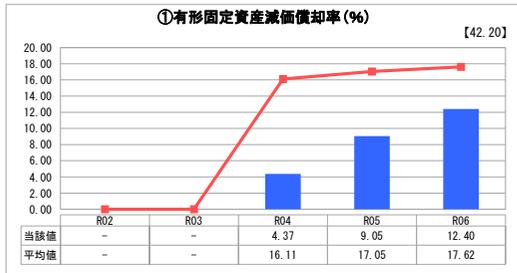
### 2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で資産の老朽化度合いを示している。類似団体平均より低い数値となっているが、老朽化対策として令和4年度よりストックマネジメント計画を実施している。

② 法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した表した指標で、管渠の老朽化度合いを表している。現在、法定耐用年数を経過した管渠は該当なし。

③ 当年度に更新した管渠延長の割合を表すものである。令和6年度は該当なし。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

令和元年度よりストックマネジメント計画を策定し、令和4年度から施設改修を実施している。現在行っている計画は令和8年度で完了する見込みである。また、引き続き令和8年度に実施設計を行い、令和9年度より新たに第2期ストックマネジメント計画を実施予定である。今後も機能改修に多大な費用が必要となる見込みである。

今後、安芸市では人口減少が見込まれており、それに伴い使用料収入が減少することが予想される。また、上記のとおり、機器更新にかかる費用の増加や公営企業に携わる人材確保の困難、近年の人員費の増加、物価高騰による汚水処理にかかる費用の増加など収支とも厳しくなることが見込まれる。

そのため、料金水準適正化の検討、接続率向上のための啓発などの取り組みにより下水道使用料を増加させることにより、経営状態の健全化に繋げる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。